

奨学制度規程

第1章 総則

第1条（趣旨）

この規程は、米子松蔭高等学校（以下「本校」という）が設置する奨学制度について必要な事項を定める。

第2条（奨学制度の種類）

本規程で定める奨学制度の種類は、次の各項に定めるとおりである。

- 1 学業特別奨学生制度
- 2 技能特別奨学生制度
- 3 兄弟姉妹奨学生制度
- 4 ボーイスカウト・ガールスカウト奨学生制度
- 5 通学費補助
- 6 留学奨学生制度

第3条（奨学生審査委員会の組織）

奨学生審査委員会は、校長・教頭・事務長を審査委員とする。

第4条（奨学生の重複）

第2条の4項から6項は、他と重複することができる。

第2章 奨学生制度

1 学業特別奨学生制度

第5条（目的）

この規程は、学業及び生活態度が優秀な生徒の、より一層の勉学への取り組みを促すために、第6条に該当する者を学業特別奨学生（以下「学特生」という）として認定し、社会に貢献できる優秀な人材の育成を図ることを目的として制定する。

第6条（認定条件）

学特生の認定条件は次のとおりである。

（1）入学時の学特生の認定条件

- ア．中学校の学業成績と生活態度が優秀で中学校長の推薦がある者
- イ．入学試験合格者で、試験結果が特に優秀であった場合

（2）入学後の学特生の認定条件

学業成績が優秀で、本校の基準に達し、生活態度が優秀であり学校長が学特生として相応しいと特に認めた者

第7条（給付額）

給付額は一月あたり原則として次のとおりとする。

（1） 入学時の学特生

学業特別奨学生A 月額納付金からその他の諸経費を除いた額の一部を給付する。（上限 27,100 円）

学業特別奨学生B 月額納付金からその他の諸経費を除いた額の一部を給付する。（上限 16,000 円）

（2） 入学後の学特生

学業特別奨学生C 月額納付金からその他の諸経費を除いた額の一部を給付する。（上限 16,000 円）

学業特別奨学生D 月額納付金からその他の諸経費を除いた額の一部を給付する。（上限 8,000 円）

第8条（給付期間）

給付の期間は、原則として次のとおりとする。

（1） 入学時の学特生

最短卒業年数（3ヵ年）とする。

（2） 入学後の学特生

1，2年生は、次年度の1年間、3年生は次学期から翌年3月までの期間とする。

2 技能特別奨学生制度

第9条（目的）

この規程は、部活動等の奨励及び振興のために、第10条に該当する者を技能特別奨学生（以下「技特生」という）として認定し、社会に貢献できる優秀な人材の育成を図ることを目的として制定する。（硬式野球部は5名以内とする）

第10条（認定条件）

技特生の認定条件は次のとおりである。

（1） 入学時の技特生の認定条件

中学校在学中、生活態度が優秀で部活動等に精励し、学業にも努力し入学後も継続して活動できる者。

（2） 入学後の技特生の認定条件

部活動等で努力して特に優れた成績を収め、生活態度が優秀で学業にも精励し、顧問等が推薦する者。

第11条（給付額）

給付額は一月あたり原則として次のとおりとする。

（1） 入学時の技特生

技能特別奨学生A 月額納付金からその他の諸経費を除いた額の一部を給付する。（上限 27,100 円）

技能特別奨学生B 月額納付金からその他の諸経費を除いた額の一部を給付する。（上限 16,000 円）

（2） 入学後の技特生

技能特別奨学生C 月額納付金からその他の諸経費を除いた額の一部を給付する。（上限 16,000 円）

技能特別奨学生D 月額納付金からその他の諸経費を除いた額の一部を給付する。（上限 8,000 円）

第12条（給付期間）

給付の期間は、原則として次のとおりとする。

（1） 入学時の技特生

最短卒業年数（3ヵ年）とする。

（2） 入学後の技特生

部活動顧問等から推薦され、認定された日を基準として、1，2年生は、次年度の1年間、3年生は次学期から翌年3月までの期間とする。

3 兄弟姉妹奨学生制度

第13条（目的）

この規程は、保護者等の経済的負担を軽減することを目的として制定する。

第14条（給付対象者）

本校に入学する際に、兄または姉が本校に在籍し、学校長へ申請した者。

第15条（給付額）

給付額は、1月あたり原則として次のとおりとする。

月額納付金からその他の諸経費を除いた額の一部を給付する。（上限 16,000 円）

第16条（給付期間）

給付の期間は、原則として最短卒業年数（3ヵ年）とする。

4 ボーイスカウト・ガールスカウト奨学生制度

第17条（目的）

この規程は、ボーイスカウト・ガールスカウトの組織を通じ、少年・少女がその自発活動により、自らの健康を築き、社会に奉仕できる能力と人生に役立つ技能を体得し、かつ、誠実、勇気、自信及び国際愛と人道主義を把握し、実践できるように教育することを目的として制定する。

第18条（給付対象者）

ボーイスカウト・ガールスカウトで活動する者で、活動のレポートを学校長へ提出した者。

第19条（給付額）

学期ごとに 10,000 円を給付する。

5 通学費補助

第20条（目的）

この規程は、保護者等の経済的負担を軽減することを目的として制定する。

第21条（給付対象者）

公共交通機関の定期券を利用し通学する者。

第22条（給付額）

公的な補助を除き、月額7,000円を超える費用を給付する。（上限3,000円）

6 留学奨学生制度

第23条（目的）

この規程は、グローバル化が加速する社会経済にあつて、豊かな語学力・コミュニケーション能力や異文化体験を有し、国際社会において活躍できる「グローバル人材」を育成することを目的として制定する。

第24条（給付対象者）

- （1） 実用英語技能検定準2級以上または同等の英語力を有し留学をする者
但し、各年度2名までとする。
- （2） 学業特別奨学生Aまたは技能特別奨学生Aの留学生
- （3） 学業特別奨学生Bまたは技能特別奨学生Bの留学生

第25条（給付額）

前条第1項に該当の場合、1月当たり30,000円または15,000円を1年間を限度に給付する。

前条第2項に該当の場合、1月当たり30,000円を給付する。

前条第3項に該当の場合、1月当たり15,000円を給付する。

第26条（細則）

奨学生制度に関する細則は別に定める。

第3章 奨学生の認定と資格喪失

第27条（奨学生の認定）

奨学生の認定は、奨学生審査委員会で審査し、校長が承認して決定する。

第28条（奨学生の資格喪失）

素行不良や校則違反・積極的な学校生活への取り組みが欠ける等で注意を受け、なお改まらない場合は、奨学生の資格を喪失する。

(附 則)

平成20年3月31日までの本校奨学制度は廃止とし、平成20年4月1日からこの規程を実施する。

平成20年11月3日、一部変更する。

平成22年3月31日、一部変更する。

平成23年3月31日、一部変更する。

平成26年3月31日、一部変更する。

平成28年3月31日、一部変更する。

平成29年3月31日、一部変更する。

平成30年3月31日、一部変更する。

平成31年3月31日、一部変更する。

令和2年4月1日、一部変更する。

令和3年4月1日、一部変更する。

令和5年4月1日、一部変更する。